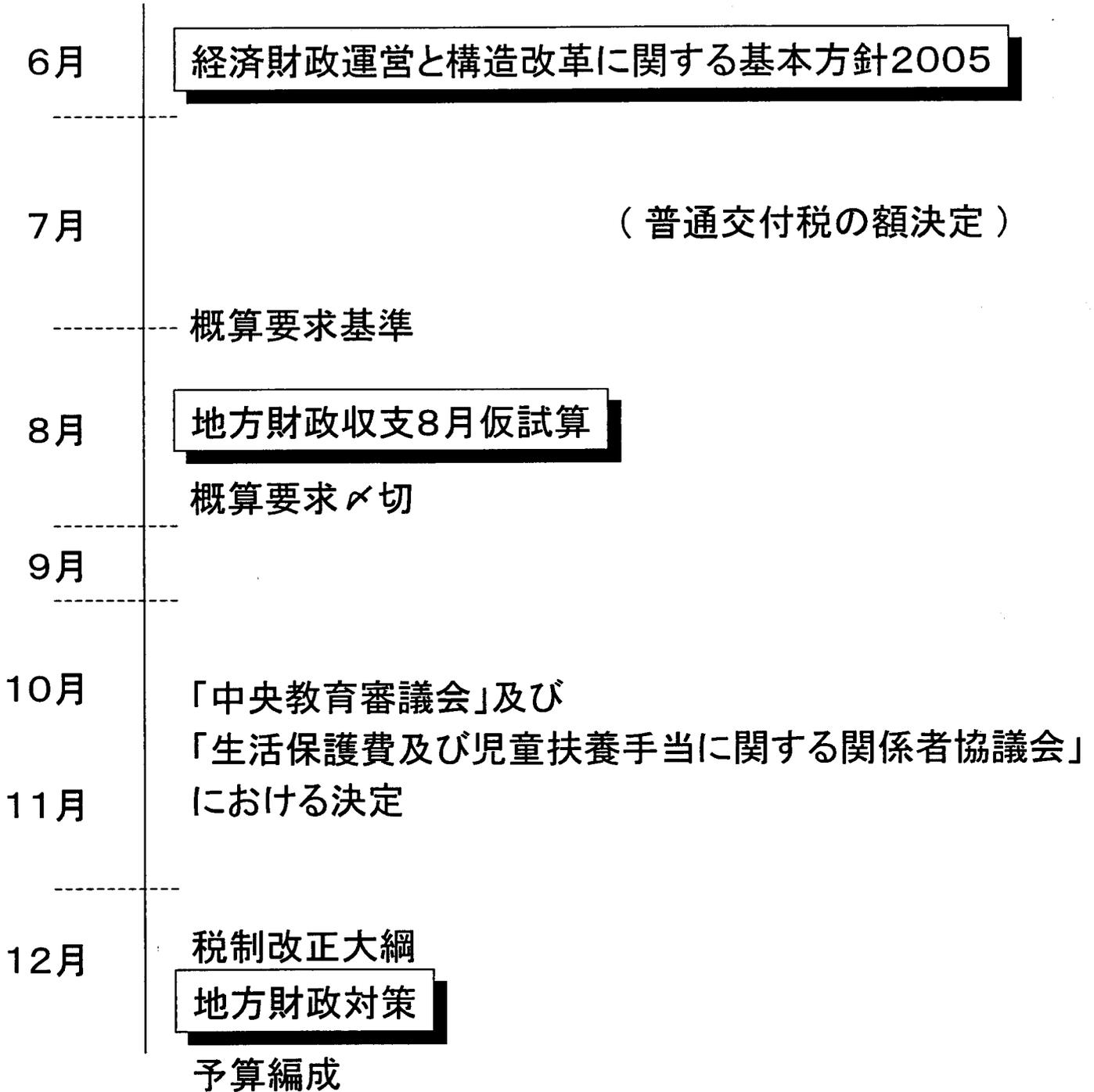


平成17年度の主な動き(見込み)



平成 17 年度普通交付税算定に係る主要改正事項

1 単位費用の改定等

(1) 単位費用の改定

(2) 算定の簡素化・透明化

① 補正の削減

都道府県分の補正係数について、適用数を概ね半減(平成 13 年度 : 146 に対して)することを目標に年次的に補正係数を削減。

平成 17 年度補正係数適用数 : 82
(対前年度比 ▲36)

② 経費の種類統合等

(i) 経費の種類 : ▲3

(ii) 測定単位 : ▲4 (うち▲3は、(i)によるもの)

(3) 地方団体の経営努力に対応する算定

行政改革による経費の削減率や地方税の徴収率等の指標により、地方団体の経営努力に対応する算定を実施。

2 税源移譲等への対応

(1) 国庫補助負担金改革分に係る算定

税源移譲につながる国庫補助負担金改革分（H17年度：11,239億円）について、その全額を基準財政需要額に適切に算入。

① 額や偏在が小さいもの ⇨ 標準的な経費を単位費用に算入

② 額や偏在が大きいもの ⇨ 補正によりきめ細かな算定

国民健康保険助成費（都道府県財政調整交付金）	: 3,532億円
養護老人ホーム等保護費負担金	: 567億円
公営住宅家賃対策等補助（公営住宅家賃収入補助）	: 320億円
義務教育費国庫負担金（暫定的な減額相当分）	: 4,250億円
	等

(2) 税源移譲等に伴う増収分の算定

平成17年度は、所得譲与税（1兆1,159億円）、税源移譲予定特例交付金（6,292億円）を基準財政収入額に100%算入。

(1)、(2)により、各地方団体の財政力格差が拡大しないように確実に調整。

(参考) 地方団体からの意見の反映について

平成17年度の地方交付税の算定について提出された地方団体からの意見のうち、単位費用等（法律事項）に係るものを検討し、36項目について意見の趣旨を踏まえた改正を行った。

提出された意見のうち補正係数等（省令事項）に係るものについては、現在地方団体からの説明を聴取中で、今後対応を決定していく。

地方税財政に係る国会での主要論点

1 地方財政一般について

- ① 三位一体の改革における地方交付税制度の見直しについてどのように進めるのか。
- ② 中期地方財政ビジョンにどのような内容を盛り込むのか。
- ③ 将来的には交付税総額の安定的な確保のため法定率を高めていくべきではないか。
- ④ 税源移譲による交付税原資の減にどのように対応するのか。
- ⑤ 決算かい離の是正を含めて、今後の地方財政計画の策定のあり方についてどのように考えているのか。
- ⑥ 地方交付税の財源保障機能のみを切り離して廃止できるのか。
- ⑦ 不交付団体の人口割合をどのように増やすのか。

2 平成17年度地方交付税の総額及び算定等について

- ① 前年度並みの総額で十分なものといえるのか。
- ② 交付税特別会計借入金をどのように返済するのか。
- ③ 算定の透明化・簡素化をどのように進めていくのか。
- ④ 地方団体の経営努力に対応した交付税算定とはどのような趣旨か。
- ⑤ 三位一体の改革の進展に伴う財政力格差の拡大についてどのように対処するのか。
- ⑥ 国庫補助負担金改革に係る税源移譲分については交付税に適切に算定されるのか。
- ⑦ 税源移譲に伴う増収分を当面基準財政収入額に100%算入することとしているが、当面とはいつまでを想定しているのか。

3 国庫補助負担金改革について

(3-1) 義務教育費国庫負担金について

- ① 義務教育費国庫負担金を一般財源化した場合、財政力に関わらず、教育水準を維持できるか。
- ② 義務教育費国庫負担金が税源移譲されると他の用途に使われないという担保はあるのか。
- ③ 義務教育において一般財源化された旅費や教材費について地方団体により予算計上額に差があることについてどう考えるか。
- ④ 義務教育費国庫負担金については中央教育審議会での結論を得ることとしているが、「国と地方の協議の場」でも議論されるのか。

(3-2) 生活保護費負担金について

- ① 生活保護率の地域差が非常に大きいのが、認定が甘いのではないか。

4 地方税制一般について

- ① 税源移譲の規模を3兆円とした根拠は何か。
- ② 地方税の「あるべき税制」とは、11月15日に公表した中期的な改革方針(①税収5割、②偏在縮小、③国と地方=1対1)だと理解して良いか。
- ③ 「個人住民税所得割の税率のフラット化」とは、税率を10%に一本化するということか。その場合の個人住民税の増収額は、いくらか。
- ④ 個人住民税の10%比例税率化による税源移譲額は、市町村毎に見ると、依然として大都市部に偏在するのではないか、また、こうした偏在性の緩和や財源調整をどう行うのか。
- ⑤ 平成19年度以降の改革について、増税を含めた議論を行っていくつもりか。

新地方行革指針による地方行革の推進

行政改革大綱と「集中改革プラン」

目標の数値化 わかりやすい指標の採用 など

平成17年度中

平成17年度を起点とし、おおむね平成21年度までの具体的な取組を明示した「集中改革プラン」を公表

- ・ 事務・事業の再編・整理
- ・ 民間委託等の推進（指定管理者制度の活用を含む）
- ・ 定員管理の適正化（退職者数及び採用者数の見込み、平成22年4月1日における定員目標を明示）
- ・ 手当の総点検をはじめとする給与の適正化（給料表の運用、退職手当、特殊勤務手当等の諸手当の見直しなど）
- ・ 第三セクターの見直し
- ・ 経費節減等の財政効果

など

※地方公営企業についても公表

- 総務省においては都道府県・指定都市、都道府県においては市区町村から提出された「集中改革プラン」について、必要に応じ、各地方公共団体に助言、わかりやすく公表
- 一部の地方公共団体における不適正な手当の支給などに対する国民からの厳しい批判を踏まえ、このような状況の是正に強力に取り組む

地方公務員全般にわたる定員管理・給与の適正化等の強力な推進

- 過去5年間の地方公共団体の総定員純減（平成11年から平成16年までに4.6%純減）を上回る純減を図る必要
- 各団体において定員適正化計画の中で明確な数値目標
- 地方公務員全般にわたり、給与制度・運用・水準の適正化を強力に推進
 - ・ 特殊勤務手当をはじめとする諸手当のあり方の総合的点検と早急な見直し
 - ・ 技能労務職員、公営企業職員の給与の適正化 など
- 第三セクター、地方公社についても、給与及び役職員数の見直し
- 給与・定員等の状況について、住民等にわかりやすい形で積極的に公表
- 職員に対する福利厚生事業について、住民の理解が得られるものとなるよう、点検・見直しを行い、適正に事業を実施。また、福利厚生事業の実施状況等を公表

地方公共団体における行政の役割の重点化

民間委託等の推進

- 旅費・給与等に関する事務や定型的業務を含めた事務・事業全般にわたり民間委託等の推進の観点から総点検を実施、具体的・総合的な指針・計画を策定

指定管理者制度の活用

- 現在直営で管理しているものを含め、全ての公の施設について、管理のあり方について検証、検証結果を公表

地方公営企業・地方公社の経営健全化、第三セクターの抜本的見直し

- 地方公営企業について、サービス自体の必要性、地方公営企業として実施する必要性について検討。
- 地方公社について、経営改善等に積極的に取組。経営の改善が極めて困難と判断される公社については、法的整理も含め抜本的に見直し
- 第三セクターについて、統廃合、民間譲渡、完全民営化を含めた見直しを推進

電子自治体の推進

- 情報セキュリティの確保にも十分留意しながら、行政手続のオンライン化、共同アウトソーシング、公的個人認証サービス、住民基本台帳ネットワークシステム、住民基本台帳カードなどの利活用等に積極的に取り組み、業務改革を進めメリハリのある職員配置

行政評価の効果的・積極的な活用

- 行政評価を効果的・積極的に活用し、PDCAサイクルに基づき、事務・事業や組織編成など行政組織運営全般の点検・見直しを行う

公正の確保と透明性の向上

- 情報公開条例や行政手続条例の制定、議会や監査委員などによる監視機能の強化等を行う

説明責任の確保とディスクロースの推進

〈地方公共団体〉

行政改革大綱等の見直し・策定について、

- 住民等が参加し、民意を反映するような仕組みを整備
- 速やかにホームページや公報等を通じて、住民等にわかりやすい形で公表

行政改革大綱等に基づく成果について、

- 他団体と比較可能な指標に基づき公表するなど、住民等にわかりやすい形で公表

〈総務省〉

- 改革の推進状況について、必要に応じ、各地方公共団体に助言
- 毎年度フォローアップを実施し、その結果を広く国民に公表